

調査結果報告書

第 1 総論	1
1-1 調査の経緯.....	1
第 2 補助金についての事情の変更の有無	1
2-1 12月措置による補助金.....	1
2-1-1 当初調査における事実認定.....	2
2-1-2 債務の出資転換.....	2
2-1-2-1 補助金配分期間経過後の補助金利益.....	2
2-1-2-2 補助金配分期間の変更.....	3
2-1-2-3 債務の出資転換に関する結論.....	4
2-1-3 債務の弁済期延長.....	4
2-1-3-1 弁済期延長に係る債務償還による補助金利益の消滅.....	4
2-1-3-2 債務の割引.....	5
2-1-3-3 債務の移転.....	6
2-1-3-4 債務の弁済期延長に関する結論.....	7
2-1-4 12月措置による補助金に関する結論.....	7
2-2 ハイニックスに対する新たな補助金交付の事実の有無.....	7
2-2-1 利害関係者からの意見表明.....	7
2-2-2 2005年7月における新規資金調達.....	7
2-2-2-1 新規資金調達に係る韓国政府の関与.....	7
2-2-2-2 ハイニックスの経営状況や外部格付機関による信用評価の改善.....	10
2-2-2-3 海外の金融機関等の資金調達参加.....	10
2-2-2-4 2005年7月における新規資金調達に関する結論.....	12
2-2-3 中国の京東方科技集団 (BOE) への TFT-LCD 事業部門の売却.....	12
2-2-3-1 BOE に対する協調融資についての重要事実の認定.....	12
2-2-3-2 BOE に対する協調融資に係る利益.....	15
2-2-3-3 BOE に対する協調融資に係る判断の商業合理性.....	16
2-2-3-4 中国の京東方科技集団 (BOE) への TFT-LCD 事業部門の売却に関する結論.....	19
2-2-4 その他補助金交付の事実の有無に関する結論.....	20
2-3 補助金利益額.....	20
2-4 補助金についての事情の変更の有無に関する結論.....	20
第 3 結論	20

別添 1 関税込率法 (明治 43 年法律第 54 号) 第 7 条第 19 項の規定に基づく、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製 DRAM 等に係る補助金についての事情の変更の有無についての調査 (平成 20 年 10 月 15 日付財務省告示第 308 号) に係る最終決定の基礎となる重要な事実

別添 2 主要証拠目録

凡 例

相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号）	政令
補助金及び相殺措置に関する協定	協定
世界貿易機関	WTO
調査（平成16年8月4日付財務省告示第352号に係るもの）	当初調査
調査（平成20年1月30日付財務省告示第26号に係るもの）	履行調査
調査（平成20年10月15日付財務省告示第308号に係るもの）	本調査
直接の利害関係人、直接の利害関係人以外の利害関係者及び利害関係を有する加盟国政府	利害関係者等
当初調査の最終決定の基礎となる重要な事実（大韓民国産 DRAM に係る関税定率法（明治43年法律第54号）第7条第6項に規定する調査（平成16年8月4日付財務省告示第352号）に係る最終決定の基礎となる重要な事実）	当初調査 重要事実
本調査の最終決定の基礎となる重要な事実（関税定率法（明治43年法律第54号）第7条第19項の規定に基づく、大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製 DRAM 等に係る補助金についての事情の変更の有無についての調査（平成20年10月15日付財務省告示第308号）に係る最終決定の基礎となる重要な事実）	重要事実
ダイナミックランダムアクセスメモリー	DRAM
大韓民国	韓国
ハイニックスセミコンダクター社（HYNIX SEMICONDUCTOR INC.）	ハイニックス
エルピーダメモリ株式会社	エルピーダ
日本の調査当局	調査当局
韓国産業銀行	KDB
WTO 上級委員会	上級委
WTO 上級委員会報告書（WT/DS336/AB/R）	上級委報告
WTO パネル	パネル
WTO パネル報告書（WT/DS336/R）	パネル報告
韓国外換銀行	KEB
農業協同組合中央会	NACF
韓国産業銀行(KDB)、韓国外換銀行(KEB)、ウリィ銀行等	3 金融機関等
2001年（平成13年）10月の金融支援措置	10月措置
2002年（平成14年）12月の金融支援措置	12月措置
債務の弁済期延長及び利息の支払い猶予のための元本化	弁済期延長
ハイニックスの TFT-LCD 事業部門	ハイディスプレイ
京東方科技集団	BOE

第1 総論

1-1 調査の経緯

- (1) 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 7 条第 19 項の規定に基づく、大韓民国（以下「韓国」という。）ハイニックスセミコンダクター社（以下「ハイニックス」という。）製ダイナミックランダムアクセスメモリー（以下「DRAM」という。）等に係る補助金についての事情の変更の有無についての調査（平成 20 年 10 月 15 日付財務省告示第 308 号）（以下「本調査」という。）を 2008 年（平成 20 年）10 月 15 日に開始した。
- (2) 2009 年（平成 21 年）2 月 3 日、本調査の最終決定の基礎となる重要な事実¹（以下「重要事実」という。）を、直接の利害関係人、直接の利害関係人以外の利害関係者及び利害関係を有する加盟国政府（以下「利害関係者等」という。）に対し、書面により通知²するとともに、同年 3 月 3 日を期限として重要事実に対する証拠等の提出を求めた³。
- (3) 利害関係者等より 2 件の書面による提出があった。1 件⁴は重要事実を支持するものであり、1 件⁵は重要事実に対して証拠等の提出（反論・反証）を行うとするものであった。
- (4) 提出された書面について、秘密として取り扱うことは求められなかったので、利害関係者等に対して閲覧に供した。
- (5) 重要事実「第 1 総論」について、利害関係者等により特段の反論は出されず、変更する必要はなかった。

第2 補助金についての事情の変更の有無

- (6) 重要事実「補助金についての事情の変更の有無」に関し、2002 年（平成 14 年）12 月の金融支援措置（以下「12 月措置」という。）に係る債務の出資転換及び債務の弁済期延長及び利息の支払い猶予のための元本化（以下「弁済期延長」という。）、並びにハイニックスに対する新たな補助金交付の事実の有無に対して、反論・反証がなされており、以下各々検討した。

2-1 12 月措置による補助金

¹ 本調査結果報告書別添 1

² 相殺関税に関する政令（平成 6 年政令第 415 号）（以下「政令」という。）第 12 条、補助金及び相殺措置に関する協定（以下「協定」という。）第 12.8 条

³ 政令第 7 条第 2 項

⁴ ハイニックス意見書

⁵ エルピーダメモリ株式会社（以下「エルピーダ」という。）反論書

2-1-1 当初調査における事実認定

- (7) 重要事実「2-1-1 当初調査における事実認定」について、利害関係者等により特段反論は出されず、変更する必要はなかった。

2-1-2 債務の出資転換

2-1-2-1 補助金配分期間経過後の補助金利益

- (8) 重要事実「2-1-2 債務の出資転換」に関し、「補助金配分期間が経過しても補助金利益が消滅しない」として、以下の反論がなされた。
- (a) 「補助金配分期間が経過したとしても、補助金により国内の産業が被った損害が相殺関税賦課によって填補されるまでは、補助金利益は消滅しないと解すべき」、「相殺」関税であるならば、相殺関税によって供給者が負担する額の累計が補助金総額に達するまでは、補助金利益は消滅していないとして賦課を継続することができるかと解するのが合理的である。」
- (b) 「当初調査重要事実においては、…、補助金利益の消滅時期について考慮した上で補助金配分期間について認定したものではないと解されるから、当初調査重要事実において、2002年（平成14年）に補助金を受領したと認定し、5年間に配分して補助金利益額を算出したことは、2006年（平成18年）末の時点で補助金利益が消滅したという認定の根拠にはならない。」⁶
- (c) 「仮に、補助金配分期間経過後には補助金利益が消滅するため相殺関税を賦課することができないというのであれば、…、補助金配分期間の起算点に設定した時期に遡及して相殺関税を徴収して、配分期間内に配分された全ての補助金を相殺すべき」
- (9) (a)及び(b)に関して、重要事実(27)のとおり、債務の出資転換に係る補助金については、当初調査⁷において、反復しない補助金であることから、5年間にわたり補助金が継続しているとして、補助金利益額を算出している⁸。従って、5年間の配分期間経過後には、補助金利益額は存在しないこととなる。かかる手法により調査対象期間における補助金利益額を算出していることに関して、本相殺関税措置に関する上級委員は、調査当局が配分期間の5年間を経過した時点で補助金利益は消滅することも含めて事実認定しているとのパネル報告を支持⁹しており、何ら根拠はないとする反論は事実誤認である。一方、上記反論において、配分期間が経過しても補助金利益は消滅しないと解釈すべきとする法的根拠及び証拠は示されておらず、また、補助金利益が消滅しない場合の、補助金利益額の算出について、具体的な言及もなく、単なる主張となっている。

⁶ (b)は後述の「2-1-2-2 補助金配分期間の変更」として反論されているが、反論内容を勘案し、「2-1-2-1 補助金配分期間経過後の補助金利益」に係る反論として合わせて検討した。

⁷ 大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対する相殺関税賦課に係る調査（平成16年8月4日付財務省告示第352号に係るもの）（以下「当初調査」という。）の最終決定の基礎となる重要な事実（以下「当初調査重要事実」という。）パラグラフ379-381

⁸ 世界貿易機関（以下「WTO」という。）上級委員会（以下「上級委」という。）報告書(WT/DS336/AB/R)（以下「上級委報告」という。）は、日本の調査当局（以下「調査当局」という。）が配分期間の5年間を経過した時点で補助金利益は消滅すると事実認定しているとのWTOパネル（以下「パネル」という）報告書(WT/DS336/R)（以下「パネル報告」という。）を支持している。（上級委報告パラグラフ214）

⁹ 上級委報告 パラグラフ214

(10) また、(c)に関して、「補助金配分期間の起算点に設定した時期に遡及して相殺関税を徴収」すべきとの反論については、協定第 20.1 条において、暫定措置がとられる場合を除いては相殺関税を賦課の決定時点以前に遡及して徴収することを禁じているところ、かかる反論は当該協定の規定に反するものである。

(11) 以上より、反論は採用しない。

2-1-2-2 補助金配分期間の変更

(12) 重要事実「2-1-2 債務の出資転換」に関し、「本件調査対象期間が補助金配分期間内にある」として、以下の反論がなされた¹⁰。

(a) 「補助金配分期間の起算点は補助金の交付時期以降となる。この点、本件では、補助金の交付時期は、債務の出資転換が決定された 2002 年 12 月 30 日以降であるので、同日以降を補助金配分期間の起算点とするべきである。より厳密には、出資転換の決定自体では供給者に具体的に補助金利益が発生することはなく、実行されてはじめて具体的な補助金利益が発生するところ、12 月措置における債務の出資転換は、2003 年 4 月 15 日に実行されているので、同日以降を補助金配分期間の起算点とすべき」

(b) 「当初調査重要事実において、2002 年（平成 14 年）に補助金を受領したと認定し、5 年間に配分して補助金利益額を算出したことを根拠に、2007 年（平成 19 年）には補助金利益が配分されず、2007 年（平成 19 年）末の時点で補助金利益が消滅していたと認定している。この点、本件重要事実は、結論部分で、本件補助金利益が全て 2006 年（平成 18 年）12 月末の時点でなくなったと認定していることからすると、上記は 2006 年（平成 18 年）末の時点の誤記であるとも思われる。」

(13) (a)に関して、重要事実(27)のとおり、債務の出資転換に係る補助金については、当初調査において、反復しない補助金であり、ハイニックスは 2002 年（平成 14 年）から当該補助金による利益を受領していることから、同年から 5 年間にわたり補助金の利益がもたらされているとして、補助金利益額を算出している。反論では、補助金配分期間の起算点を変更すべきとする、法的根拠及び証拠は示されていない。

(14) さらに、上級委は、協定第 14 条は受益者の視点で利益額の算出を行うことを求めていると判断しており¹¹、重要事実の事実認定はこの判断に整合的である。本件では、債務の出資転換の総額がハイニックスの 2002 年（平成 14 年）度の財務諸表において資本調整勘定に計上されていることから¹²、当初調査重要事実では、受益者であるハイニックスが債務の出資転換による利益を受領し、認識した時点は 2002 年（平成 14 年）であると認定したものである。

¹⁰ 「2-1-2-2 補助金配分期間の変更」に係る反論には反論内容を勘案し「2-1-2-1 補助金配分期間経過後の補助金利益」に係る反論と合わせて検討している（本調査結果報告書パラグラフ 8(b)）。

¹¹ 上級委報告パラグラフ 177、178

¹² ハイニックス 2002 年度会計報告（非連結）：P. 40（当初調査ハイニックス回答書証拠書類 1-7）

(15) また、(b)に関して、重要事実(29)について「2006年(平成18年)末の時点の誤記である」との反論について、本調査の対象期間は2007年(平成19年)であり、2007年(平成19年)における補助金利益額について事実認定を行う必要があることから、調査対象期間である2007年(平成19年)には、債務の出資転換に係る補助金利益額はないと認定したものである。

(16) 以上より、反論は採用しない。

2-1-2-3 債務の出資転換に関する結論

(17) このほか、重要事実「2-1-2 債務の出資転換」に関して、利害関係者等より特に反論はなかった。以上より、債務の出資転換に関し、採用すべき反論はなく、重要事実「2-1-2 債務の出資転換」の事実認定を変更する必要はなかった。

2-1-3 債務の弁済期延長¹³

2-1-3-1 弁済期延長に係る債務償還による補助金利益の消滅

(18) 重要事実「2-1-3 債務の弁済期延長」に関し、「弁済期延長に係る債務が償還されたことのみによって補助金利益が消滅するものではない。」として、以下の反論がなされた。

(a) 「償還の原資が非商業的判断に基づいて提供されたものであり、補助金利益が消滅したとの外形を整えただけの場合には、償還によって補助金利益が消滅しないと解すべき」

(b) 「ハイニックスによる償還が過去の補助金利益を消滅させるか否かの判断は、ハイニックスによる償還や債権者による償還原資の提供に政府の委託や指示があったか否かとは無関係なはずである」、「償還原資が新規の補助金にあたる場合にのみ、償還による補助金利益の消滅が生じない、などと解すべき理由はない。」

(19) (a)に関して、債務の弁済期延長については、当初調査において、対象となる貸付に対して実際に支払った額と基準利子率による額との差額を補助金利益として事実認定している¹⁴。対象となる貸付が消滅すると、貸付に対する支払いが発生せず、基準利子率との差額の補助金利益も発生しなくなることから、重要事実(54)において、弁済期延長に係る債務は全て消滅したことをもって、弁済期延長の補助金による利益はなくなったと認定している。弁済期延長に係る補助金利益額の算出方法及び弁済期延長に係る対象債務の消滅の事実について何ら反論はなかった。よって、これら2つの点について変更する必要はない。

(20) (b)に関して、反論では、弁済期延長に係る債務が償還されたことのみによって弁済期延長に係る補助金利益が消滅するものではないとしているが、反論は、上記の補助金利益額の計算手法に則

¹³ 弁済期延長に係る債務の償還の原資のうち、2005年7月における新規資金調達が高ニックスに対する新たな補助金交付となるか否かについては、「2-2 ハイニックスに対する新たな補助金交付の事実の有無」を参照。

¹⁴ 当初調査重要事実パラグラフ 382-383

り、弁済期延長に係る債務が消滅した場合であっても弁済期延長に係る補助金利益がどのようにして存続するのかについて何ら言及しておらず、また、それを示す法的根拠及び証拠を示していない。

(21) 上記(18)に関連し、以下の反論がなされた。

(a) 「本件重要事実において、補助金と認定された弁済期延長の対象となった債務について「償還」があったとの認定だけに基づいて「補助金による利益はなくなっていた」との結論に至っており、償還の原資がいかなる資金であるか及び当該資金が商業合理的判断に基づいて提供されたものか否かに関して何ら触れていない。また、かかる結論に至る過程で、償還原資に関する調査を実施した形跡もみられない。」

(b) 「各償還の原資が何か、当該原資が商業合理的判断に基づいて提供されたものか否かについて十分な検討・論証を行った上で、本件調査についての最終決定を下すことを求める。」

(22) 上記(19)のとおり、債務の弁済期延長については、対象となる貸付に対して実際に支払った額と基準利率による額との差額を補助金利益として事実認定しており、これに対して反論はなされていない。にもかかわらず、弁済期延長に係る債務の償還の原資が商業合理的判断に基づいて提供されたものか否かに応じて、弁済期延長に係る補助金利益が変更されると反論していると解されるが、償還の原資が商業合理的判断に基づいて提供されたものか否かによって、弁済期延長に係る補助金利益がどのようにして存続するのかについて何ら言及しておらず、また、それを示す法的根拠及び証拠を示していない。

(23) 以上より、反論は採用しない。

2-1-3-2 債務の割引

(24) 重要事実「2-1-3 債務の弁済期延長」に関し、「割引された部分について補助金利益が消滅していない」として、以下の反論がなされた。

(a) 「割引部分については減額ないし免除がされ、現実の償還はなされなかったものと解される。ところが、本件重要事実は、何ら説明をすることなく、「新規資金・・・については、・・・債務額の全額…が償還・・・され」たとの矛盾する認定を行っている。本件重要事実からは、なぜ、割引がなされた部分の金額も含め「全額」の「償還」がされたと言えるのか、根拠が不明である。」、「なぜ割引によって償還を免れた部分についてまで補助金利益が消滅すると言えるのかの根拠も不明である。」、「割引部分については、償還すらなされていない以上、補助金利益は消滅していないと解するべき」、「割引が、新たな補助金にあたりとまでは言えない場合でも（すなわち当該割引が、政府の関与を含む相殺関税の対象となる補助金の全要件を満たさない場合でも）、過去の補助金利益を消滅させるものではない場合があり得るといふべき」

(b) 「割引は12月措置を主導した債権者金融機関協議会の決議に基づいてなされたとのことであるから、非商業的考慮に基づくものである疑いがある。」、「本件重要事実は、脚注において、「ハイニックスは、第9回債権者金融機関協議会決議に基づき、一定割合を減じられた債権者金融機関からの既存債務の買取を行い、これにより当該債務の償還がなされた。これらの・・・債務の償還にあたり補助金性を推認させる証拠はなかった」と述べているが、これはエルピーダの

上記意見に対する回答にはなっていない。なぜなら、エルピーダがここで述べているのは、かかる割引が新たな補助金にあたるとの主張ではなく…、割引によって、過去に付与された補助金の利益が消滅するとする根拠が本件重要事実からは不明」

- (25) 上記(19)のとおり、債務の弁済期延長については、対象となる貸付に対して実際に支払った額と基準利子率による額との差額を補助金利益として事実認定しており、これに対して反論はなされていない。にもかかわらず、弁済期延長に係る債務の割引の内容に応じて、弁済期延長に係る補助金利益が変更されると反論していると解されるが、弁済期延長に係る債務の割引の内容に応じて、補助金利益がどのようにして存続するのかについて何ら言及しておらず、また、それを示す法的根拠及び証拠を示していない。
- (26) なお、重要事実(44)は「債務額の全額が償還又は移転されており」としているのであり、「全額」が「償還」とする反論は事実誤認である。
- (27) 仮に、債務の割引部分は償還を免れたのであり未償還と反論しているのであれば、割引部分は残余部分の償還時に、ハイニックスにとっての債務が消滅しており、割引部分が未償還の債務として残存しているものではなく、反論は事実誤認である。
- (28) 以上より、反論は採用しない。

2-1-3-3 債務の移転

- (29) 重要事実「2-1-3 債務の弁済期延長」に関し、「別会社に移転した債務について補助金利益が消滅していない」として、以下の反論がなされた。
- (a) 「他社に移転された債務については、補助金の交付を受けた供給者たるハイニックス自身で償還を行わないで済むことになるから、ハイニックスは利益を消滅させたというよりむしろ債務の移転の結果確定的に利益を得た状況にあると考えられる。それにもかかわらず、債務の移転によって補助金利益が消滅するという本件重要事実の認定は、根拠が全く不明」
- (b) 「移転した債務の部分についても利益が消滅したか否かに関して、十分な検討・論証に基づいて本件調査についての最終決定を下すことを求める。」¹⁵
- (c) 「事業部門の売却や債務の移転に伴って、ハイニックス、マグナチップ社、債権者の利益状況にどのような変化があることをもって「債務の償還」があったと解釈しているのか、明確に説明をするよう求める。」
- (d) 「債務の移転が新たな補助金にあたるとの主張ではなく…、債務の移転によって、過去に付与された補助金の利益が消滅するとする根拠が本件重要事実からは不明」
- (30) 上記(19)のとおり、債務の弁済期延長については、対象となる貸付に対して実際に支払った額と

¹⁵ 反論では、債務の移転との関係で重要事実が具体的に言及しているのは韓国産業銀行（以下「KDB」という。）のみとしているが、農業協同組合中央会（以下「NACF」という。）及び新韓銀行についても言及しており、事実誤認である（重要事実脚注43）。

基準利子率による額との差額を補助金利益として事実認定しており、これに対して反論はなされていない。にもかかわらず、弁済期延長に係る債務の移転の内容に応じて、弁済期延長に係る補助金利益が変更となると反論していると解されるが、弁済期延長に係る債務の移転の内容に応じて、弁済期延長に係る補助金利益がどのようにして存続するのかについて何ら言及しておらず、また、それを示す法的根拠及び証拠を示していない。

(31) 仮に、債務の移転部分は償還を免れたのであり未償還と反論しているのであれば、事業部門の対価として債務を売却先に移転した時に、ハイニックスにとっての債務が消滅しており、債務移転部分が未償還の債務としてハイニックスに残存しているものではなく、反論は事実誤認である。

(32) 以上より、反論は採用しない。

2-1-3-4 債務の弁済期延長に関する結論

(33) このほか、重要事実「2-1-3 債務の弁済期延長」に関して、利害関係者等より特に反論はなかった。以上より、債務の弁済期延長に関し、採用すべき反論はなく、重要事実「2-1-3 債務の弁済期延長」の事実認定を変更する必要はなかった。

2-1-4 12月措置による補助金に関する結論

(34) 以上より、重要事実「2-1-4 12月措置による補助金に係る事情の変更に関する結論」に関し、変更する必要はなかった。

2-2 ハイニックスに対する新たな補助金交付の事実の有無

2-2-1 利害関係者からの意見表明

(35) 重要事実「2-2-1 利害関係者からの意見表明」について、利害関係者等により特段の反論は出されず、変更する必要はなかった。

2-2-2 2005年7月における新規資金調達

2-2-2-1 新規資金調達に係る韓国政府の関与

(36) 重要事実「2-2-2 2005年7月における新規資金調達」に関し、「新規資金調達がなされた当時、実際に韓国政府が経営判断や個別の与信判断に対して影響力を行使したことを示す十分な証拠が認められなかったとしても、新規資金調達が非商業合理的な考慮に基づいたものと認定できないことの理由とはならない。」との反論があった。その理由として、「当時、日本においては、当初調査が行われていてその結果次第で相殺関税が賦課され得る状況にあり、米国及び EC においても、再調査が行われていてその結果次第で相殺関税の賦課が維持される状況にあったハイニックス

としては、新規に調達した資金を 12 月措置において弁済期の延長がなされた債権の償還に充て、補助金利益が消滅したかのような外形を整えることで、相殺関税の賦課を免れる可能性があったため、新規資金調達は、ハイニックスにとって有利な措置であった。」と主張している。また、「半導体産業が自国輸出量首位の品目であり、その中軸を担う重要な企業である同社の存続と発展に 12 月措置を行った当時から大きな関心を有していた韓国政府にとっても望みどおりの事態であったので、韓国政府は敢えて同社の経営判断や金融機関による個別の与信判断に対して具体的に影響力を行使しなかったに過ぎないと考えられるからである」との反論があった。

- (37) 相殺関税の対象となる補助金の要件としては、協定第 1.1 条(a) (1)で規定される政府による資金面での貢献があること、さらに、同条(b) で規定される当該資金面での貢献により受益者（本件ではハイニックス）に利益が生じていること、その双方を証拠に基づいて事実認定する必要がある。したがって、参加した金融機関の意思決定が協定第 1.1 条(a) (1) (iv)に規定される韓国政府による委託又は指示に基づくものであったのか否かという点に加えて、当該新規資金調達について、協定第 1.1 条(b)で求められるハイニックスに利益が生じていたか否か、すなわち、金融機関による当該新規資金調達に係る融資が非商業合理的な考慮に基づき行われていたか否か¹⁶についても証拠に基づき検討をしている¹⁷。
- (38) 重要事実では、韓国政府による委託又は指示の有無については、当該新規資金調達の当時、ハイニックスは健全な経営状況に向けて回復しており¹⁸、韓国政府がハイニックスの救済を政策的な重要課題と位置づけていたことを示す証拠が認められなかったこと等を総合的に判断し、韓国政府が当該新規資金調達に参加した金融機関に対し、何らかの関与や影響力の行使を行ったとは認められなかった¹⁹。これにより、当該新規資金調達に際して協定第 1 条(a) (1) (iv)に規定される韓国政府による委託又は指示があったとは認められなかった。
- (39) また、金融機関による当該新規資金調達に係る融資が非商業合理的な考慮に基づき行われていたか否かの点については、当該新規資金調達時の個別金融機関の与信判断の過程について検討をしている。新規資金調達時の融資条件のうち金利の水準において金融機関の市中での調達金利よりもある程度高い利率が設定されていたこと、KDB、韓国外換銀行（以下「KEB」という。）、新韓銀行、ウリ銀行、NACF の 5 金融機関においても、12 月措置当時に比べ、ハイニックスに対する信用評価の大幅な引き上げや貸倒引当金の引当率の大幅な引き下げが行われていること²⁰等を総合的に判断し、かかる資金調達が非商業合理的な考慮に基づいた資金調達であったとは認められなかつ

¹⁶ 上級委は、2001 年（平成 13 年）10 月の金融支援措置（以下「10 月措置」という。）に関する利益の有無の検討に当たって、与信判断が非商業合理的な考慮に基づくものであったことが協定第 1.1 条(b)上の利益の有無の判断の根拠となる証拠となり得ると判断した。（上級委報告パラグラフ 226）重要事実では、上級委の判断に従い、協定第 1.1 条(b)上の利益の有無の検討のため、調査対象となったそれぞれの取引が非商業合理的な考慮に基づくものであったのか否かについて検討を行った。かかる検討の手法自体の妥当性については反論が行われていない。

¹⁷ 重要事実では、KDB については、協定第 1.1 条(a) (1) で定義される公的機関であると認められたため、韓国政府による委託又は指示の有無の検討対象とはなっていない。（重要事実パラグラフ 66）

¹⁸ 重要事実では、ハイニックスの財務状況が改善していたこと、株価が上昇傾向にあったこと、外部格付機関による信用格付が引き上げられていたことなどの事実を総合して認定した。（重要事実パラグラフ 60-65）

¹⁹ 重要事実パラグラフ 66-71

²⁰ 重要事実パラグラフ 72-79

た²¹。これにより、当該新規資金調達によって協定第 1.1 条(b)に規定される利益がハイニックスに生じたとは認められないと認定した。

- (40) 以上を総合的に判断し、重要事実では、最終的に当該新規資金調達が相殺関税の対象となる補助金ではないと認定したものである。
- (41) 反論は、相殺関税の対象となる補助金に該当するか否かの検討に当たって、金融機関による当該新規資金調達に係る融資が非商業合理的な考慮に基づいて行われたか否かのみが必要十分要素であるとの考えに基づくものであると考えられる。これについて上級委は、12 月措置に関する委託又は指示についての分析において、金融機関の与信判断が商業合理的か否かは委託又は指示の有無の検討において決定的な要素ではないと判断している²²。このため、金融機関の与信判断が非商業合理的であるか否かにかかわらず、反論は委託又は指示の有無の検討に当たって上級委が示したガイダンスに相反するものである。
- (42) 以上より、反論は採用しない。
- (43) 重要事実「2-2-2-3 新規資金調達についての韓国政府の関与」に関し、「金融機関にとっては、資金を供給する一方で、ハイニックスに対する債権の額、内容がほとんど変更されず、当該資金でもって補助金と認定された債務の償還を受けるという、ただ手間がかかるだけの行為をしたのではないかと推察されるから、これら金融機関は、ハイニックスに対する相殺関税賦課を免れさせることに協力したと評価できると考える。以上の観点からすれば、新規資金調達に参加した金融機関の融資判断は、通常の商業的合理性に基づく判断というよりも、補助金と認定されたハイニックスに対する一連の救済措置の効果を確実に実現するための、韓国政府の意図を汲んだ政治的な判断であったことが疑われる。」との反論があった。
- (44) 上記(38)のように、重要事実では、2005 年（平成 17 年）7 月における新規資金調達が行われた当時、ハイニックスの経営は健全状況に向けて回復しており²³、韓国政府がハイニックスの救済を政策的な重要課題と位置づけていたことを示す証拠が認められなかったこと²⁴等を総合的に判断し、当該新規資金調達に際しては、協定第 1.1 条(a)(1)(iv)に規定される韓国政府による委託又は指示があったとは認められないことを認定したものである。
- (45) また、反論は、「新規資金調達に参加した金融機関の融資判断は、・・・補助金と認定されたハイニックスに対する一連の救済措置の効果を確実に実現するための、韓国政府の意図を汲んだ政治的判断であった」とするが、かかる反論を裏付ける証拠又はこれに基づく事実について反証を提出していない。重要事実では、逆に、10 月措置及び 12 月措置にも参加しなかった海外の金融機関も含めて全て同一の条件で協調融資に参加していたこと、これら海外の金融機関は韓国政府からの政

²¹ 重要事実パラグラフ 80-82

²² 上級委報告パラグラフ 138

²³ 重要事実パラグラフ 60-65

²⁴ 重要事実パラグラフ 70

策的意図に基づく関与を可能とするいかなる関係や枠組みが認められなかったとしているが²⁵、これらの事実について反論はなされていない。

- (46) なお「金融機関の融資判断は、・・・韓国政府の意図を汲んだ政治的な判断であった」との反論は、上記(36)で記した、「韓国政府は敢えて同社の経営判断や金融機関による個別の与信判断に対して具体的に影響力を行使しなかったに過ぎない」との自らの主張の内容とも矛盾するものである。
- (47) 以上より、反論は採用しない。

2-2-2-2 ハイニックスの経営状況や外部格付機関による信用評価の改善

- (48) 重要事実「2-2-2-2 新規資金調達時のハイニックスの経営状況」及び「2-2-2-4 新規資金調達における個別金融機関の与信判断」に関し、「ハイニックスの経営状況や外部格付機関による信用評価が改善していたのは、まさに10月措置及び12月措置における補助金利益によるもの」として、「10月措置及び12月措置における補助金利益がなければ、ハイニックスの経営状況も外部格付機関による信用評価も極めて悪化した状態であったはずであり、10月措置及び12月措置と切り離して、2005年（平成17年）7月当時にハイニックスの経営状況や外部格付機関による信用評価が改善していたと判断し、そのことを2005年（平成17年）7月の新規資金調達が非商業合理的な考慮に基づいたものと認定できないことの理由として挙げるのは失当である」との反論があった。
- (49) パネルは、過去の補助金の効果によりもたらされた状況を前提として新たな資金的貢献が交付された事実自体は当該資金的貢献によって利益が生じることを意味するものではないと判断している²⁶。当該新規資金調達が相殺関税の対象となる補助金に該当するか否かについては、当該新規資金調達が銀行の商業合理的な与信判断に基づき行われたか否かということについて、対象となった当該新規資金調達が行われた当時の状況に基づき検討を行うことが求められる。このため、検討の対象となった状況が過去に交付された補助金の効果によってもたらされていたか否かは、本件における与信判断の商業合理性の検討において関連しない要素である。
- (50) 以上より、反論は採用しない。

2-2-2-3 海外の金融機関等の資金調達参加

- (51) 重要事実「2-2-2-4 新規資金調達における個別金融機関の与信判断」に関し、ハイニックスの新規資金調達に関し、「韓国政府が影響力を行使する可能性の認められない海外の金融機関や一般投資家が当該新規資金調達に参加していたこと」は、以下の点から、「新規資金調達が非商業合理的な考慮に基づいたものと認定できないことの理由とはならない」、「その参加の判断は非商業合

²⁵ 重要事実パラグラフ 79

²⁶ パネル報告パラグラフ 7.297。なお、パネルの判断については上級委において争われておらず、検討の対象とはなっていない。

理的な考慮に基づくものであると疑われる。」との反論があった。

(a) 「ハイニックスが、DRAM というほぼ唯一の商品に依存した海外の企業であったこと、つい 1 年半前までは破綻状態にあった企業であったこと、当時膨大な借入金があって DRAM 等半導体の生産事業において事業継続のために不可欠な設備投資の原資が十分に確保できている状況ではなかったこと、当時 DRAM 等の半導体製品の価格は長期低落傾向にあったために株価が低落傾向にあったことなどを踏まえれば、無条件に同社に対して投資を行うことは通常考えられない。」

(b) 「海外の金融機関や一般投資家が新規資金調達に参加していたのは、社債の発行について主幹事証券会社として、12 月措置に参加した金融機関の中でも中心的な役割を担ったウリィ銀行の関連会社であるウリィ証券が関与していることから明らかなおり、ハイニックスが、12 月措置に参加した国内の金融機関から引き続き、将来も政府の意向を背景とした金融支援を受けることを前提としていたからであると推察される。現に、昨年の金融危機の結果不振企業が市場からの退出を余儀なくされる状況にある中で、韓国政府高官は、ハイニックスについては、「生かす方針」であると明言している。」

(52) (a)のハイニックスに対し無条件に投資を行うことは通常考えられないとする反論に関しては、ハイニックスの経営状況について、2004 年（平成 16 年）以降、当期利益は増加傾向にあったこと、株価も上昇傾向で推移していたこと、当該新規資金の調達の当時における外部機関の格付もそれまでに比べて大幅に引き上げられていたこと等²⁷、健全な経営状況に向けて回復していたこと²⁸、さらに、当該新規資金調達における金利の水準は金融機関の市中での調達金利よりもある程度高い利率が設定されていたこと等の非商業合理的とは認められない融資条件が設定されていたことから²⁹、重要事実ではハイニックスに対する無条件の投資が行われていたとは認定していない。

(53) (b)の当該社債の発行について、ウリィ証券が関与し、また、韓国政府高官がハイニックスについて「生かす方針」であると明言していることから、将来も政府の意向を背景とした金融支援を受けることを前提としていたと推察される、との反論に関しては、当該社債の発行における主幹事金融機関には、重要事実(82)のとおり、韓国政府が影響力を行使する可能性の認められない海外の金融機関が選定されており、ウリィ証券が関与していたとの事実はなく、事実誤認である。また、韓国政府高官の発言は、昨年の世界的な金融危機を受けての発言であり、本調査の対象期間外のものであり、当該反論は、2005 年（平成 17 年）7 月に行われた当該新規資金調達とは関係のないものである。

(54) なお、新規資金調達に係る商業合理性の検討に当たって、海外の金融機関や一般投資家が当該新規資金調達に参加していたことのみをもって重要事実における認定に至ったものではない。かかる事実に加え、ハイニックスの経営状況について、2004 年（平成 16 年）以降、当期利益は増加傾向にあったこと、株価も上昇傾向で推移していたこと、当該新規資金調達時における外部機関の格付も大幅に引き上げられていたこと、当該新規資金調達における金利の水準は金融機関の市中での調

²⁷ 重要事実パラグラフ 60-65

²⁸ 重要事実パラグラフ 60-65

²⁹ 重要事実パラグラフ 77

達金利よりもある程度高い利率が設定されていたこと、海外の金融機関や一般投資家が当該新規資金調達に参加するにあたり、韓国政府による影響力の行使を可能とするためのいかなる枠組みも認められなかったこと³⁰等を総合的に考慮した結果、かかる資金調達が非商業合理的な考慮に基づいた資金調達であったとは認められないと重要事実における認定をしたものである³¹。これらの点について、証拠に基づく反論はなされていない。

(55) 以上より、反論は採用しない。

2-2-2-4 2005年7月における新規資金調達に関する結論

(56) このほか、重要事実「2-2-2 2005年7月における新規資金調達」に関して、利害関係者等より特に反論はなかった。以上より、2005年7月における新規資金調達に関し、採用すべき反論はなく、重要事実「2-2-2 2005年7月における新規資金調達」の事実認定を変更する必要はなかった。

2-2-3 中国の京東方科技集団 (BOE) への TFT-LCD 事業部門の売却

2-2-3-1 BOE に対する協調融資についての重要事実の認定

(57) 重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」に関し、KDB、KEB、ウリィ銀行等(以下「3金融機関等」という。)による中国の京東方科技集団(以下「BOE」という。)に対する協調融資とハイニックスに利益がもたらされたこととの関係、さらに重要事実における当該協調融資が相殺関税の対象となる補助金に該当するか否かについて、「本件協調融資がハイニックスにとっての補助金に該当するか否かは、専ら本件協調融資がハイニックスに対して利益をもたらすものであるか否か、商業合理的な判断に基づくものであるか否かによるものであり、韓国政府が BOE の経営判断に対して影響力を行使していたか否か、又は BOE からハイニックスに本件協調融資による利益が移転されたか否かは関係がない」、「BOE 自身のハイディスプレイ買収決定の商業合理性、本件協調融資によって BOE 自身が得た利益について検討するという本件重要事実の認定自体、本質を見誤ったものである」として、「補助金該当性について総合的判断を可能にするような、十分な調査を追加的に実施するよう求める。」との反論があった。

(58) 相殺関税の対象となる補助金の要件としては、協定第 1.1 条(a) (1)で規定される政府による資金面での貢献があること、さらに、同条(b)で規定される当該資金面での貢献により受益者(本件ではハイニックス)に利益が生じていること、その双方を証拠に基づいて事実認定する必要がある。当該協調融資が相殺関税の対象となるか否かについては、その双方が満たされているか否かを認定すればよく、反論のように「補助金該当性について総合的判断を可能にするような、十分な調査を追加的に実施」することを必要とする法的根拠は示されていない。

³⁰ 重要事実パラグラフ 66-71

³¹ 重要事実パラグラフ 80-82

- (59) 以上より、反論は採用しない。
- (60) なお、本件では、3 金融機関等による BOE に対する協調融資及び BOE によるハイニックスの TFT-LCD 事業部門（以下「ハイデイス」という。）の買収について、韓国政府による資金面での貢献に該当するの否か、ハイニックスに対する利益を生じたの否か、の 2 点につき証拠に基づき検討を行っている³²。
- (61) 韓国政府による資金面での貢献の有無に関しては、協調融資及びハイデイスの買収に参加した機関は、公的機関であると認められた³³ KDB を除けばいずれも民間企業であると認められたところ、協定第 1.1 条(a)(1)(iv)に規定される韓国政府による委託又は指示によって、対象となった協調融資及びハイデイス買収が行われたか否かについては、対象となった取引のうち BOE によるハイデイス買収に関しては、BOE の経営判断に対して韓国政府が関与又はそれを可能とするための枠組等の存在のいずれも認められなかったことから、当該取引が韓国政府による委託又は指示によりなされたとは認められなかった³⁴。また、これにより、BOE によるハイデイス買収に係る取引が相殺関税の対象となる補助金に該当するとは認められなかったため、当該取引によりハイニックスに利益が生じたか否か、すなわち、当該取引が BOE による非商業合理的な考慮に基づき行われたか否かについて検討する必要はなかった。
- (62) ハイニックスに対する利益の有無に関しては、対象となった取引によりハイニックスに利益を供与し得る唯一の立場にあった BOE からハイニックスに対して利益の供与がなされたのか否かに関して、BOE に対する 3 金融機関等による協調融資によって生じる利益が BOE を通じて間接的にハイニックスに供与される可能性については、BOE からハイニックスに対して利益の移転がなされたこと、両者の間で利益の移転を可能とする資本関係があったこと、のいずれもが認められなかった³⁵ことから、協調融資によってハイニックスに対する利益が生じたとは認められなかった。なお、3 金融機関等による BOE に対する協調融資の与信判断の商業合理性は最終的に重要事実の認定に関連しなかった。
- (63) 以上より、重要事実では、対象となった 3 金融機関等による BOE に対する協調融資及び BOE によるハイデイス買収が相殺関税の対象となる補助金に該当するとは認められなかったと認定した。
- (64) このような重要事実の認定に対して反論では法的根拠及び証拠は示されていない。また、反論は協調融資が商業合理的であるか否かが相殺関税の対象となる補助金に該当するか否かを決定すると

³² 後記「2-2-3-2 BOE に対する協調融資に係る利益」及び「2-2-3-3 BOE に対する協調融資に係る判断の商業合理性」にて反論されているが、反論書の構成に沿って先にまとめて検討した。

³³ 重要事実パラグラフ 66

³⁴ 重要事実パラグラフ 86。なお、公的機関と認められた KDB については、後記(62)により、協調融資によってハイニックスに対する利益が生じたとは認められない。

³⁵ 重要事実パラグラフ 87

するが³⁶、上記(62)のように、協調融資により BOE に利益が生じたか否かにかかわらず、当該利益がハイニックスに移転されたことが示される必要がある。しかし、これを示す証拠は提出されていない。

(65) 他方で、反論は、BOE によるハイディスプレイ買収に関して、BOE が韓国政府の意向を受け入れ自らの主体的な意思決定を行っていないと主張するが、当該主張は、後記(68)のとおり、BOE に対する韓国政府の委託又は指示があったことを示す証拠とはならない。さらに、反論は「BOE 自身のハイディスプレイ買収決定の商業合理性、本件協調融資によって BOE 自身が得た利益について検討するという本件重要事実の認定自体、本質を見誤ったものである」とするが、上記(61)、(62)のとおり、重要事実でかかる認定は行っておらず、反論は事実誤認である。

(66) 以上より、反論は採用しない。

(67) 重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」に関し、「BOE がハイディスプレイ買収に当たって、ハイニックスの債権者金融機関による協調融資を要求していたことからすれば、BOE は、ハイディスプレイ買収のための資金につき、自己資金により調達したり、中国国内の金融機関等ハイニックスの債権者金融機関以外の金融機関からの融資による調達したりする意思も意欲もなかった、あるいは、仮に BOE がハイニックスの債権者金融機関以外の金融機関に対してハイディスプレイ買収のための資金の融資を求めたとしても商業合理的判断に基づいてそのような融資を行う金融機関は存在しなかった可能性が強く疑われる。そうだとすれば、BOE は、主体的にハイディスプレイ買収を行ったわけではなく、また、商業合理的な判断に基づいて BOE によるハイディスプレイ売却資金を供給するような金融機関は存在しなかったことが強く疑われ、結局、BOE は、韓国政府及び債権者金融機関が主導するハイニックス救済計画について、自己に不利とならない範囲の対応をしたにすぎないといえる」との反論がなされた。

(68) 重要事実では、BOE がハイディスプレイの買収に係る経営判断に際し、韓国政府が関与したことを示す証拠はなく、また、かかる関与を可能とする何らかの枠組みも認められなかったことから、協定第 1.1 条(a) (1) (iv)に規定される委託又は指示に基づく買収の意思決定が行われたとは認められないと認定したものである。反論は、もっぱら 3 金融機関等による協調融資の非商業合理性に依拠しているものであるが、そもそも 3 金融機関等と BOE は主体が異なるものであり、ハイディスプレイの買収に関連して韓国政府による BOE に対する何らかの関与があったことが示されない限り、当該協調融資自体が実行されたことのみをもってしては、BOE のハイディスプレイ買収の意思決定が韓国政府による関与によるものであることの証拠にはならない。また、当該買収が行われた当時、韓国政府による BOE の経営判断への関与を可能とする何らかの関係や枠組みの有無についても反論されていない。

(69) 以上より、反論は採用しない。

³⁶ 後記「2-2-3-2 BOEに対する協調融資に係る利益」及び「2-2-3-3 BOEに対する協調融資に係る判断の商業合理性」においても反論されている。

2-2-3-2 BOE に対する協調融資に係る利益

- (70) 重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」に関し、3 金融機関等による BOE に対する「本件協調融資がハイニックスに対して利益をもたらすものである」として、「BOE がハイディスプレイ買収に当たって、ハイニックスの債権者金融機関による協調融資を要求していたことから明らかなおり、本件売却は、本件協調融資による BOE への買収資金提供があつてはじめて成立したものである」との反論があつた。
- (71) 上記(61)、(62)のように、ハイニックスに対する補助金に該当するためには、調査対象となつた 3 金融機関等による BOE に対する協調融資及び BOE によるハイディスプレイ買収の双方の取引によつて、ハイニックスに利益が生じたこと示す必要がある。反論は、協調融資が BOE によるハイディスプレイ買収の前提であることに依拠するものであるが、両者は異なる取引である。また、上記(61)、(62)のおり、重要事実では、韓国政府が BOE の経営判断に関与することを可能とする何らの枠組みは認められず、さらに、BOE とハイニックスの間の何らの資本関係も認められなかつた。このため、3 金融機関等による BOE に対する協調融資と BOE によるハイディスプレイ買収の取引において、一方の取引において生じる利益がもう一方の取引に必然的に影響を及ぼすことを意味するものではなく、かかる点について反論はなされていない。
- (72) 以上より、反論は採用しない。
- (73) さらに、上記(70)に関連して、以下の反論があつた。
- (a) 「本件でハイディスプレイが BOE に売却されたのは、ハイニックスの流動資金確保のためであつた。実際、本件協調融資による資金を原資として BOE がハイニックスに対してハイディスプレイの買収資金を支払い、それによりハイニックスは流動資金を確保でき、目的は達成されているはずである。」
- (b) 「本件でハイディスプレイが BOE に売却された際、契約により、ハイディスプレイの負債も BOE に移転されたようである。このことが真実であるとするれば、本件協調融資及びそれに基づく BOE のハイディスプレイ買収により、ハイニックスは、連結ベースで見れば、負債の支払を免れたことになる。」
- (c) 「仮に、本件協調融資が行われずにハイディスプレイ売却が実現しなかつたとすれば、ハイニックスは、別途、外部から融資を受けるなど金利その他のコストを負担して資金調達をしなければならなかつたはず」、「本件協調融資は、ハイニックスに対して金利等のコスト相当額の負担を免れさせるという利益をもたらしたと見る事が可能である。」
- (74) (a)のハイディスプレイの BOE への売却が流動資金確保のために行われたとの反論に関しては、それは対象となつた取引の目的でしかなく、本件で検討対象となつた BOE によるハイディスプレイ買収という取引において 3 金融機関等による協調融資による利益が BOE を通じてハイニックスに移転されるか否かとは関係しない。さらに、上記(61)のように、当該取引に関して韓国政府による BOE に対する委託又は指示は認められなかつた。これについて反論は行われていない。

- (75) (b)のハイディスプレイ売却によりハイニックスの負債が BOE に移転され、負債の支払いの負担を免れたことによる利益がハイニックスに生じていたとの反論に関しては、譲渡されたハイディスプレイの資産の価値がそれに対応して移転された負債額に比して低いという証拠は提出されておらずハイニックスに利益が生じたとは認められない。また、上記(61)のとおり、当該取引に関して韓国政府による BOE に対する委託又は指示があったとは認められなかったことから、当該取引によってハイニックスに利益が生じたか否かにかかわらず当該取引は相殺関税の対象となる補助金には該当しない。
- (76) (c)のハイディスプレイ売却が実現しなければハイニックスは別途外部から資金調達を行うことが求められ、それに伴う金利等のコストの負担を免れさせることによる利益がハイニックスに生じたとの反論に関しては、第 1 に、実際にハイニックスはハイディスプレイを BOE に売却しており、かかる事実と異なる前提に基づく仮定の状況との比較により利益の有無について検討を行うことは適切ではない。すなわち、利益の有無の検討において比較されるべきベンチマークとなる取引は、ハイディスプレイを BOE 以外の商業市場に売却する場合、いかなる条件でハイニックスは売却することが可能であったか、ということである。第 2 に、上記(61)のように、当該取引に関して韓国政府による BOE に対する委託又は指示があったとは認められず、これについて反論は行われていない。よって、当該取引によってハイニックスに利益が生じたか否かにかかわらず当該取引は相殺関税の対象となる補助金には該当しない。
- (77) 以上より、反論は採用しない。

2-2-3-3 BOE に対する協調融資に係る判断の商業合理性

- (78) 重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」に関し、BOE に対する「本件協調融資が非商業合理的な判断に基づくものであることが疑われる」として、「他国籍の買収者側の企業に対して、その利益のために融資を行うのは極めて不自然であり、本件協調融資は、ハイニックスの利益のために行われたものと推認することができる」との反論があった。
- (79) 反論は他国籍の買収者側の企業に対して融資を行うことは極めて不自然であるとするが、かかる主張がなぜ一般的に成立するのかについて合理的な理由を示していない。また、このような一般論が成立するか否かにかかわらず、当該一般論が本件における BOE に対する 3 金融機関等による融資に対しても同様に適用されることについても示していない。さらに、上記(62)のように、協調融資によりハイニックスへの利益が生じるためには、BOE を通じて利益が移転されることが必要であるが、記録上の証拠からは、重要事実ではこうした移転が行われたとは認められなかったことに加え、移転を可能とする BOE とハイニックスとの間の資本関係も認められなかった。また、かかる点について反論はなされていない。
- (80) 以上より、反論は採用しない。
- (81) 重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」に関し、「本件協調融資が行われた 2003 年（平成 11 年）1 月当時は、12 月措置が行われた時から 1 か月も経って

おらず、ハイニックスは依然として財務状況が悪化していたこと、並びに本件協調融資に参加した金融機関がいずれも 10 月措置及び 12 月措置の両方に参加した金融機関であったこと、からすれば、本件協調融資は非商業合理的な判断に基づくものであることが疑われる。」との反論があった。

(82) 反論は、ハイニックスの財務状況及び 10 月措置、12 月措置に参加した金融機関と本件の協調融資に参加した金融機関が一部重複していたことを理由として、本件協調融資が非商業合理的な考慮に基づくものであったとするものであるが、本件協調融資と過去のハイニックスに対する金融支援措置との関連性については、本件協調融資は BOE に対してなされたものであり、10 月措置及び 12 月措置と異なり、債権金融機関協議会による一連のハイニックスに対する債権の再編措置として行われたものではない。また、反論は、可能性の示唆に過ぎず、それだけをもって非商業合理的な考慮に基づき行われたとの結論に至るには不十分である。

(83) さらに、エルピーダが提出した証拠によれば³⁷、10 月措置及び 12 月措置に参加した朝興銀行及びウリィ銀行が本件の協調融資への参加を拒否し、又は難色を示したことが示されているが、これらは、むしろ、各債権者銀行が韓国政府の意向を受けて参加を決定した 10 月措置及び 12 月措置とは異なり、銀行が個別の与信判断に基づき参加の是非を判断したことを示すものである。加えて、上記(62)のように、たとえ、本件の協調融資により BOE に利益が生じていたとしても、当該利益がハイニックスに移転された証拠はなく、当該融資によりハイニックスに対する相殺関税の対象となる補助金利益が生じたとは認められない。

(84) 以上より、反論は採用しない。

(85) 重要事実(86)及び(88)に関し、「本件協調融資は非商業合理的な判断に基づき行われたものではないと認められないと認定している。」とした上で、「本件協調融資が商業合理的な考慮に基づき行われたか否かを判断するに当たっては、融資を受けた BOE の意思決定に対して韓国政府が明確な影響力を行使していたとまでは認められなくとも、融資を行った金融機関が、韓国政府の影響力を受けて、本件協調融資を行うことを決定したと判断されれば足りるとすべきであり、本件重要事実の認定は失当である。」との反論があった。

(86) 反論では、重要事実が、本件の 3 金融機関等による協調融資の商業合理性について事実認定を行ったことが前提となっているが、上記(62)のとおり、重要事実では、協調融資による BOE に対する利益の発生の有無に関わらず当該利益が BOE を通じてハイニックスに移転されたとは認められなかったため、対象となった取引による相殺関税の対象となる補助金利益が生じたとは認められなかった。このため、当該協調融資の商業合理性について事実認定を行う必要性が認められなかったものであり、反論は事実誤認である。

³⁷ エルピーダ反論書添付資料 4

- (87) 反論の根拠として参照された重要事実の記述箇所は⁸⁸、BOE によるハイディスプレイ買収に関して BOE に対する韓国政府の委託又は指示の有無、及び、協調融資によって発生し得る利益が BOE とハイニックス間のハイディスプレイ売却取引を通じてハイニックスに移転されたか否かの検討に対する結論を示しているものであり、反論のように、協調融資に関する商業合理性についての認定を行っているものではなく、反論は事実誤認である。なお、反論は、当該脚注において示した重要事実の記述箇所のうちの点が協調融資についての商業合理性について認定したのかについて指摘していない。
- (88) 以上より、反論は採用しない。
- (89) 重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」に関し、「本件協調融資への参加を打診された金融機関のうち、ウリィ銀行は、当初不参加の意向であり、「Hydis の買収資金融資を支援する理由が見当たらない。」と述べていたようである。また、朝興銀行も同様に不参加の意向であり、現に、同行は、民営化が予定されているという理由で本件協調融資には参加しなかった模様である。このことから、本件協調融資は、民間金融機関の商業的合理的判断には到底耐えるものではなかったことが推認される。また、朝興銀行及びウリィ銀行は、いずれも 10 月措置及び 12 月措置に参加した主要な金融機関であり、かつ、ハイニックスの経営上の意思決定を支配してきた債権者金融機関協議会の主要な構成メンバーであったことからすれば、政治的配慮等からハイニックスの流動資金確保のために必要な本件協調融資に参加するインセンティブもあったはずである。それにもかかわらず、朝興銀行及びウリィ銀行が本件協調融資への参加に難色を示していたということは、本件協調融資は商業合理的な判断に基づくならば到底実施されない融資であったことを推認させる。」、「日本政府において、朝興銀行及びウリィ銀行が本件協調融資への参加に難色を示していた理由、及び仮に両金融機関が最終的に本件協調融資に参加したとすれば、判断を変更した理由について詳細に調査を行うことで、本件協調融資が商業合理的な考慮に基づくものであったか否かについて、慎重に判断するよう求める。」との反論があった。
- (90) 反論は本件協調融資の非商業合理性に依拠したものであるが、上記(62)のように、本件の協調融資が商業合理的な考慮に基づくものであるか否かについては、検討の対象となった取引がハイニックスへの相殺関税の対象となる補助金に該当するか否かの検討において関連しなかった要素である。反論は、重要事実における事実認定に則して、協調融資の商業合理性が最終判断へ影響を及ぼす可能性について論じておらず、実際には本件の協調融資に参加していない朝興銀行が参加することを前提とした事実と異なる仮定の状況に基づく検討を行うことは適切ではない。
- (91) さらに、朝興銀行が参加を拒否したのは、当該銀行の民営化の予定が理由であるとするならば、それは、当該融資への参加判断がむしろ政府の関与を受けずに行われていたと見なされるべきであり、当該理由自体が非商業合理的な考慮に基づくものであったことを示すとは認められない。また、ウリィ銀行についても、「Hydis の買収資金融資を支援する理由が見当たらない」として、当該協調融資への参加に難色を示したことは、むしろ、政府の政策的関与から独立して当該銀行が個

⁸⁸ 重要事実パラグラフ 86、88

別の判断に基づき参加の是非を検討していたことを示すものである³⁹。また、最終的にウリィ銀行が本件の協調融資への参加を決定したことが韓国政府の関与によるものであることを示す証拠はなく、かかる点について反証は提出されていない。

(92) 以上より、反論は採用しない。

(93) 重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」に関し、「債権者金融機関協議会を構成する債権者金融機関は、韓国政府による指示・委託を受けて、ハイニックスの流動性資金を確保するため 12 月措置に参加したものであり、本件売却と 12 月措置は、いずれも同一の主体によって行われたハイニックスの流動性資金の確保のための措置である。」、「本件売却を実現するための本件協調融資も、12 月措置をはじめとする、ハイニックスに対する一連の救済措置の一部である疑いがある。」との反論がなされた。

(94) 反論は、本件協調融資がハイニックス救済のための 12 月措置と一連の措置であることを主張するが、本件協調融資は、12 月措置と異なり、債権金融機関協議会の具体的な決議に基づき実施されたものではなく、また、同協議会の債権者金融機関が保有していたハイニックスの既存債権を再編するための措置として行われたものではない。さらに、上記(89)のように、12 月措置に参加した朝興銀行は本件の協調融資の参加を拒否している。以上の理由から、本件協調融資に参加した銀行の一部が 12 月措置と重複していることのみをもって、双方が一連の措置と見なすことは適当ではない。

(95) また、反論は本件協調融資の商業合理性に関するものであるが、上記(62)のとおり、重要事実の事実認定において本論点は関連しない。かかる関連性の有無については反論されていない。

(96) 以上より、反論は採用しない。

2-2-3-4 中国の京東方科技集団 (BOE) への TFT-LCD 事業部門の売却に関する結論

(97) このほか、重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」に関して、利害関係者等より特に反論はなかった。以上より、BOE への TFT-LCD 事業部門の売却に関して、採用すべき反論はなく、重要事実「2-2-3 中国の京東方科技集団(BOE)への TFT-LCD 事業部門の売却」の事実認定を変更する必要はなかった。

³⁹大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に係る補助金についての事情の変更の有無についての調査（平成 20 年 1 月 30 日付財務省告示第 26 号に係るもの）（以下「履行調査」という。）においては、12 月措置において措置への参加を検討した各債権者銀行は、その与信判断において措置に参加しないことは実質的に検討せずに、韓国政府のハイニックス救済の意向やそれに基づく関与を受けて措置に参加することを前提としていたことが認められた。（履行調査の最終決定の基礎となる重要な事実（履行調査重要事実）パラグラフ 58、79、履行調査調査結果報告書脚注 14）本件の協調融資においては、上記(89)のように、朝興銀行は参加を拒否しており、さらに、ウリィ銀行も当初は協調融資への参加を拒否している。よって、これらの事実は、12 月措置との対比においては、当該協調融資への与信判断が非商業合理的な考慮に基づくものであるとの反論を支持するとは言えない。

2-2-4 その他補助金交付の事実の有無に関する結論

(98) 重要事実「2-2-4 その他の補助金交付の事実の有無」について、利害関係者等により特段の反論は出されず、変更する必要はなかった。

(99) 以上より、重要事実「2-2-5 新たな補助金交付の事実の有無に関する結論」に関し、変更する必要はなかった。

2-3 補助金利益額

(100) 重要事実「2-3 補助金利益額」について、利害関係者等より、特段の反論は出されず、変更の必要はなかった。

(101) 以上より、重要事実「第2 補助金についての事情の変更の有無」について、変更の必要はなかった。

2-4 補助金についての事情の変更の有無に関する結論

(102) 以上より、重要事実「第3 補助金についての事情の変更の有無に関する結論」の調査当局の事実認定を変更する必要はなかった。

第3 結論

(103) 以上より、重要事実「第1 総論」、「第2 補助金についての事情の変更の有無」及び「第3 補助金についての事情の変更の有無に関する結論」について変更の必要はなく重要事実に示したとおり、調査対象期間における補助金利益はなくなっており補助金に係る事情の変更があったと認定した。

(104) 調査対象期間における補助金の利益が存在しないことが確認され、相殺関税の対象貨物にかかる補助金についての事情の変更があると認められることから、相殺関税を廃止することが適当であるとの結論に至った。